

「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく地域の指定並びに規制基準の変更及び設定案」及び「和歌山県公害防止条例の改正及び同条例施行規則の改正の骨子案」に寄せられた意見及び県の考え方について

募集期間：平成 30 年 12 月 14 日（金）から平成 31 年 1 月 8 日（火）

ご意見の数：23 件

ご意見を提出いただいた人数：17 人

意見 No.	骨子案の概要の項目内容	ご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
1	(3)② 風力発電施設に関する規制について	なぜ今騒音規制を行うのか。既設の風力発電施設について、住民が訴える被害状況を把握しているのか。また、そのような状況を踏まえて今後どう対応していくのか。	再生可能エネルギーの一つである風力による発電は、大気汚染物質や温室効果ガスを排出しない重要なエネルギー源とされており、国においても導入が推進されています。一方で、風力発電施設から発生する騒音については、不快感の原因となることや健康影響の懸念が指摘されており、同施設の騒音等による健康被害の不安の声があるものの、知見が十分でない部分もあり法律による規制の対象になっていません。そこで、少なくとも環境基本法及び騒音規制法の法体系を踏まえた規制を開始することが県民の生活環境保全に繋がると考え、和歌山県公害防止条例（以下、「条例」という。）における騒音に係る特定施設に風力発電施設を追加し、必要な指導を行います。また、既設の施設についても条例に基づき対応していきます。
2	(3)② 風力発電施設に関する規制について	既設の風力発電施設に対して、必ずしも住民の声が反映されていないので不安である。基準値を超過している場合、施設の撤去等まで指導できるのか。規制というよりは、風力発電施設の建設を有利にさせることが目的なのかという思いがある。	規制対象とする風力発電施設から発生する騒音によって当該施設周辺の生活環境保全上の支障を生ずるおそれがあり、条例に基づく排出基準に適合しないと認めるときは、状況に応じて個々に必要な対策を検討し、改善等を命じる場合があります。なお、今回の規制の背景や目的については、No.1 を参照願います。

3	(3)② 風力発電施設に関する規制について	睡眠妨害が既設の風力発電施設付近で起こっているため、夜間は施設を停止させるべきである。	No.2 を参照願います。
4	(3)② 風力発電施設に関する規制について	出力 20 キロワット以上の施設を規制する理由は。	条例においては、事業活動による公害の防止のために必要な措置を講じることを、事業者の責務としています。また、電気事業法においては、公共の安全を確保し環境の保全を図るため、出力 20 キロワット以上の風力発電施設を事業用電気工作物として規制の対象にしていることから、今回の改正では、電気事業法における当該施設を条例の規制対象とするものです。
5	(3)② 風力発電施設に関する規制について	周辺の生活環境に支障がない程度の騒音とは。	騒音規制法においても同義の表現があり、生活環境の実態、環境基本法に基づく環境基準との比較、風力発電施設の音以外の騒音(暗騒音)の状況等を踏まえて判断することになります。
6	(3)② 風力発電施設に関する規制について	市町村の境界をまたぐ範囲に施設が設置される場合、規制の事務は、県が関係市町村に相談しながら進めることになるのか。	設置届出書等を通じて関係市町村と情報共有等を図りつつ、県が風力発電施設周辺の住居等の状況を総合的に把握し、届出書の受理や指導を行います。
7	(3)② 風力発電施設に関する規制について	風力発電施設から発生する騒音に対する規制について、指導できる知識と経験はあるか。また、指導にあたっての施設の設置計画時とはどの時点になるのか。	条例に基づく騒音に係る特定施設の規制は、環境管理課が実施してきており、風力発電施設に対する指導についても、同様に環境管理課で実施していきます。また、事業者には、発電事業の計画立案の段階から規制の内容に留意してもらうことが必要と考えています。
8	(3)② 風力発電施設に関する規制について	指導とは改善させるということか。仮に改善できなければ、施設の設置を不許可とするのか。	条例に基づき、施設設置の届出をした事業者に対し、計画変更等を命じる場合があります。なお、条例は、施設設置の許可について定めているものではなく、届出書を通じて風力発電施設から発生する騒音を把握し、騒音低減等のために必要な対策を指導していくものです。

9	(3)② 風力発電施設に関する規制について	低周波音や超低周波音の具体的規制が含まれていない。低周波音による健康被害の問題が重要であり、規制を明記する形で、県民の懸念を払拭してほしい。	環境省によれば、これまでの国内外での研究成果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低く、また、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響について明らかな関連を示す知見は確認できていないとされており、今のところ、規制の根拠となる知見はない状況です。ただ、依然として県民の不安の声がある中で、今後も知見の集積等は必要であると考え、知見の集積等を進めるよう環境省に対して要望しています。規制に繋がる新たな知見が示された場合は、規制に対応していきたいと考えています。
10	(3)② 風力発電施設に関する規制について	聞こえない音でも低周波音による被害が懸念されているので、実態を調査した上で基準を決めるべきである。	No.9 を参照願います。
11	(3)② 風力発電施設に関する規制について	風力発電施設から発生する騒音は、周囲の地形によっては反射や増幅が考えられ、伝播する状況に違いがある。一定の基準値の設定は適切でないと考えますが、どう判断するのか。	今回の規制内容は現行の法体系を踏まえているため、一定の基準値を設定する形となります。なお、風力発電施設から発生する騒音が周辺の生活環境の保全上の支障を生ずるおそれがないと認められる場合は、敷地境界における基準によらないとする規定を設けます。また、環境省から示されている「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（以下、「指針」という。）において、事業者は、地域の地形、風況、音環境等の状況に応じた指針値により騒音を評価し、具体的な対策実施等に資するよう示されていることから、事業者においては、指針に基づく対応も当然求められるものと考えています。

12	(3)② 風力発電施設に関する規制について	静穏な地域もあれば、騒がしい地域もあるので、現状の騒音レベルを踏まえて許容すべき騒音レベルを定めるべきではないか。また、騒音の大小・高低の変化等が人に“わずらわしさ”を感じさせることがあるので、騒音レベルのみで規制できないのではないか。	条例では現行の法体系に基づく規制を行うため、現状の騒音レベルを踏まえて許容すべき騒音レベルを定めるのは困難です。 一方、指針においては、現状の騒音レベルを踏まえた騒音の評価が示されていますが、指針は、騒音に関する環境基準、許容限度や受忍限度とは異なるものとされており、また、“わずらわしさ”に関する知見も十分ではありません。今後、許容限度等として規制に繋がるような知見が示された場合は、規制に対応していきたいと考えています。
13	(3)② 風力発電施設に関する規制について	風力発電施設の建設については、火災予防の観点からも規制すべきであり、海洋風力発電を推進するような法整備を進めてほしい。	今回の規制は、公害対策の総合的な推進を図り、生活環境を保全するという目的で行うものです。
14	(3)② 風力発電施設に関する規制について	計画中の風力発電施設の騒音等について研究し、規制内容を定めるべきではないか。	No.1、No.9、No.12 を参照願います。
15	(3)② 風力発電施設に関する規制について	振動に対する規制は設けないのか。	条例に基づく振動の規制は、振動発生源から地盤を通じて伝わる振動を規制するものであり、風力発電施設から発生する当該振動については、周辺的生活環境に影響があるとして規制が必要な程度ではないと考えています。
16	(3)① 騒音にかかる排出基準の変更について (3)② 風力発電施設に関する規制について	敷地境界上の騒音の規制基準について、第二種区域（Ⅱ）の昼間を60デシベル以下にした根拠は。	「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（平成18年9月29日改定環境省告示第132号）を根拠としています。基準値については、これまでも規制対象となってきた風力発電施設以外の特定施設にも適用されるものであり、現状の条例に基づく基準値を可能な限り変更しない形で、設定しています。

17	(3)② 風力発電施設に関する規制について	騒音測定の実施者は。また、風速毎、朝昼毎、季節毎に測定条件を定めるのか。	条例に基づき騒音測定が必要と考えられる場合は、県による測定又は県が委託する事業者による測定の実施を考えています。測定条件については、状況に応じて個々に判断されるものと考えています。 なお、環境影響評価における騒音測定については、これまでどおり事業者が実施するものです。
18	(3)② 風力発電施設に関する規制について	風力発電施設の建設前後における騒音や低周波音の測定を、県でも行うべきではないか。	No.17 を参照願います。
19	(3)② 風力発電施設に関する規制について	敷地境界上の騒音の規制基準について、第二種区域（Ⅰ）と第二種区域（Ⅱ）では、後者の方が昼間の時間帯で5dB 大きい値となっているため、後者の区域に風力発電事業を立地しやすくする施策になってしまうのでは。	今回、第二種区域（Ⅱ）とする区域は、現行の条例における第五種区域にあたる区域であり、当該区域における朝・昼・夕の排出基準は現行に比べて5dB 厳しくなっております。なお、再生可能エネルギーの推進を無用に阻害しないよう、厳に敷地境界上の基準を適用せず、風力発電施設から発生する騒音が周辺的生活環境の保全上の支障を生ずるおそれがないかどうかを重視することになるため、敷地境界上の基準値の差は施設の立地に必ずしも影響しないと考えています。
20	(3)② 風力発電施設に関する規制について	今回の規制は、風力発電施設周辺に住む住民の健康被害を防ぎ、県民の生活環境の保全の一助となるものなのか。	No.1、No.9、No.12 を参照願います。

21	(3)② 風力発電施設に関する規制について	条例に基づく規制の施行時期について、他の改正部分の施行より早めて2019年4月とする理由は。	風力発電施設に関する規制の施行時期を早めているのではなく、他の改正部分の施行時期を遅らせています。その理由としては、風力発電施設以外の特定施設に係る条例改正部分については、騒音等の規制事務の実施主体を県から市町村に移行することを踏まえた内容や、従来からの規制を強化する内容を含むことから、市町村・事業者の準備や、周知に必要な期間を設けるためです。
22	(3)② 風力発電施設に関する規制について	静穏な山間農村地域に、騒がしい街の基準を当てはめるべきではない。	No.1、No.12を参照願います。
23	項目外 意見募集の期間	平成31年1月5日に意見募集の記事が新聞に掲載されたが、意見募集の締切日が1月8日であったため、意見を提出するだけの期間が確保されていないと感じる。募集期間を延長してほしい。また、報道機関に対し資料提供はいつ実施したのか。	意見募集を開始した平成30年12月14日に報道機関に対し資料提供を実施しております。募集期間は広く県民の皆様方にご意見を提出していただけるよう12月14日から1月8日までの26日間を実施しており、募集期間の延長には対応いたしかねます。